

条例骨子案に関する意見等の募集結果について

No.	意見の概要	回答
条例の名称に関するご意見		
1	日頃、男女平等に関心がない方にも親しみやすいよう、「すべての人が性別に関わらず輝ける条例」「すべての人が安心できるまちづくり条例」等の名称が望ましいと思います。男女平等の言葉を残すと、いつまでもたっても差別が解消されないと思います。	ご意見を踏まえ、条例の名称について再度検討します。 条例名称については、委員会でも様々な議論を行いましたが、現在もお女性と男性の間の格差解消にあたって多くの課題が残されていることから、性別を理由とする差別が解消されるまで「男女平等」の文言を残しておくべきではないかと考え、現時点ではこのような名称として提案しました。
2	セクシュアル・マイノリティ当事者として意見します。男女2分法や異性愛前提の意識が感じられる「男女」という単語を避けて、「おんな、おとこ、多様な性が平等に参画する」等のインクルーシブな名称が良いのではないかと思います。「性別、性指向、性自認」という表現がある箇所に関しては、丁寧に言葉が吟味されていると感じます。	
用語に関するご意見		
3	「男女共同参画」と「男女平等参画」という言葉の違いについて知らない市民が多くいるので、わかりにくいと感じます。	条例では、あらゆる性別の平等の実現が基本理念にあると考え、「男女共同参画」ではなく「男女平等参画」という用語としています。
4	基本的施策「女性のエンパワーメント」について、エンパワーメントの用語について詳しく説明をして欲しいです。委員会では一般的な用語かもしれないが馴染みのない市民もいると考えます。	ご意見を踏まえ、用語の説明について、よりわかりやすい文章となるよう再度検討します。
5	基本理念(6)の「生殖」という言葉に違和感があるため、もっと市民に身近な言葉が望ましいと思います。	「リプロダクティブヘルス/ライツ」の考えを基本理念に入れるにあたり、直訳として使用されることが多い「性と生殖に関する健康と権利」の文言を参照しました。より分かりやすい説明となるよう、再度検討します。
責務に関するご意見		
6	教育関係者の責務は「努めるものとする」より、もう少し強い文言が望ましいと思います。	ご意見を踏まえ、再度検討します。
7	特に教育関係者の責務が大切であると感じます。男女平等が受け入れられる社会の実現には、特に幼い頃からの教育が大切だと思います。	ご意見として承ります。文教都市である国立市では、男女平等参画の実現のためには教育が特に重要であると考え、教育関係者の責務を規定しました。条例策定後は、公立、私立を問わず教育機関等へ積極的に周知を行っていきます。
8	教育関係者の責務を規定することは大変良いと思います。国立市では私立の小中学校に通う子どもが多く、公立私立を問わず教育機関に浸透させてほしいと考えます。	
基本的施策に関するご意見		
9	条例のなかに、具体的な施策や対応策は入れなくて良いのでしょうか。	市の具体的な施策については「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」で定めており、平成35年度まで8か年の計画期間で施策を推進していきます。条例を策定することで、計画に定める施策を継続的に推進するための土台になると考えています。

No.	意見の概要	回答
10	市役所でも、全庁的に男性の育児休暇取得を推進して欲しいです。	基本的施策で「家庭生活と社会活動の調和」を規定しています。市としても、男性の育児休暇取得を推進し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めていきます。
11	基本的施策の「防災及び災害復興における施策の推進」について、「努めるものとする」よりも、より強い文言が良いと思います。	ご意見を踏まえ、再度検討します。
12	防災及び災害復興に対する支援は具体的にどのようなものを想定していますか。	性別によるニーズの違い等を踏まえ、発災及び復興時の様々な事象に対応するため、災害対策への女性やLGBTの方々の参画促進を行っていきます。
13	LGBT当事者として意見します。全体の印象として、性的指向と性自認について個人を尊重するという表現であるものの、カミングアウトを強制するような印象にも見てとれます。困っていることがあっても、カミングアウトを強制しないというニュアンスを取り入れて欲しいです。	ご意見を踏まえ、LGBT当事者の方にカミングアウトを強要しないという視点を入れることについて、再度検討します。
14	性的マイノリティへの支援も勿論大切ですが、まだまだ日本では男性と女性の性別役割分担意識が根強く、男女平等の分野で課題が多いと考えています。	ご意見として承ります。性的指向、性自認を理由した差別の禁止だけでなく、女性と男性の差別解消に向けた条例となるよう、再度検討します。
推進体制に関するご意見		
15	条例が策定された場合、市役所の体制や窓口にどのような変化はあるのでしょうか。また、性別に関する総合相談窓口等の開設予定はありますか。	拠点施設として、平成30年度にJR国立駅高架下に男女平等参画推進のセンター設置を検討しております。センターには、年齢を問わず、あらゆる性別に係る相談を行えるような相談機能を設けることを検討しております。また、子どもにとって相談しやすい体制を整えていきます。
16	小学校高学年に性を意識し始めて性の不一致等の違和感を感じたとき、子どもに相談するという選択肢がなく、相談場所がないことが問題だと思います。保護者や教育関係者や社会が受け入れる体制をつくる必要と感じます。	
17	男女平等参画の条例が出来ることを以前より願っていました。条例策定にあたりタウンミーティングを開催することは良いと思います。条例を策定した後に、市の推進計画がきちんと推進されるよう、各部署の推進体制を整えて欲しいです。	「第5次男女平等・男女共同参画推進計画」を推進するため、市役所では平成28年度から庁内各課に1名ずつ「男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進委員」を設置して、より強固に推進していく体制としています。また、毎年、計画の進捗状況調査を行い、推進状況について点検評価をしていきます。
18	罰則規定がない条例ですが、市内事業者等の条例の遵守をどのように促していくのでしょうか。	罰則規定も設けるより、優れた事業者等の表彰制度を設ける等、良い取組を周知するような方法で推進していきたいと考えております。罰則規定を設けることが適切であるかについて、再度検討します。
19	条例策定した後の周知方法や、学校教育の進め方等を念頭において条例内容を考えた方が良いと思います。	ご意見として承ります。条例策定後は教育関係者や事業者等向け説明会を実施する等、広く周知を行います。企業の規模を問わず、市内の中小企業や自営業者に向けての周知が必要と考えています。
その他のご意見		
20	男女平等参画の実現が、人口減少や出生率の課題の解決が目的であるかのように語られていることに違和感があります。	ご意見として承ります。条例で目指すべき男女平等参画社会は、出産や結婚、性別等を含めた生き方について、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる社会であると考えています。